

熊監発第 184号
平成26年 2月12日

請求人代表者
A 様

熊本市監査委員 田 尻 清 輝

熊本市監査委員 竹 原 孝 昭

熊本市監査委員 平 塚 孝 一

熊本市監査委員 坂 本 邦 彦

熊本市長に対する措置請求について(通知)

平成 25 年 12 月 16 日に提出された標記の住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第1 請求の受理

本件監査請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成 25 年 12 月 27 日にこれを受理した。

なお、代表者ほか 2,993 名の計 2,994 名を請求人として請求がなされているが、そのうち請求日に熊本市住民であることが確認できないもの及び重複して請求がなされているものなどの人数が、合わせて 207 名であった。

これらの 207 名の請求については、地方自治法第 242 条第 1 項の規定に該当しないため、却下する。

第2 監査の実施

1 請求の趣旨

措置請求書に記載されている事項及び陳述の内容から、請求の趣旨を次のように解した。

花畑地区広場用地確保のための旧産業文化会館解体工事費用及び民間ビル用地買収費、建物補償経費並びに不動産鑑定料の予算執行は、以下のことから不当な公金の支出に当たる。

- (1) 地方財政法第 8 条は「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」としている。まだ使用可能な建物である産業文化会館について早々と廃止方針を決め解体を進めるのは、この規定に反し、市の従来の方針とも異なる。
- (2) 市長は、産業文化会館廃止理由として、改修費用が 20 億円と高額にのぼることを挙げていたが、桜町・花畑地区再開発事業の附帯決議に関する特別委員会では、花畑広場整備費用は屋根を付けるフル規格では 40 億円と表明した。これは、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」としている地方自治法第 2 条第 14 項に反する。
- (3) 産業文化会館廃止の最大の理由とされた花畑地区再開発の計画が破綻した経緯、理由等及びその当事者（市長・民間事業者）の責任の所在を明らかにすべきであり、当該民間事業者が計画破綻の責任があるにもかかわらず、その所有の土地等の買収に多額の費用を支払うのは、税金による民間企業の擁護に等しく、不当である。また、花畑地区広場構想はその必要性・費用面からも熟度の低い構想であり、市全体の総合的な計画及び市の行政施策の中で、予算とのバランスが取れ優先順位が高いものかどうか疑義がある。旧産業文化会館ホールの代替ホールとな

る中規模ホールについても未解明のまま、まだ隣地の駐車場用地買収も実現していない段階で民間ビル2棟を高額な補償金を支払い買収するのは、政策的な整合性にも欠ける。

よって、熊本市長に対して、旧産業文化会館解体費用 3 億 6,828 万円及び民間ビル用地買収費、建物補償経費 15 億円並びに不動産鑑定料 600 万円の予算執行の差止めを求める。

2 監査対象事項

措置請求書に記載されている事項及び事実を証する書面並びに請求人の陳述内容から、本件監査の対象事項を次のとおりとした。

- (1) 旧産業文化会館の解体の経緯及び解体費用について
- (2) 花畑地区広場整備について
- (3) 民間ビル2棟の用地買収費、建物補償経費及び不動産鑑定料について

3 措置請求書の補正

措置請求書の一部に誤りがあり、平成 25 年 12 月 20 日、請求人代表者から補正を受けた。

また、その際に新たな証拠の提出があった。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 26 年 1 月 9 日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

新たな証拠の提出はなかった。

5 監査の方法等

(1) 関係職員の事情聴取

地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、平成 26 年 1 月 15 日に下記の職員から事情聴取した。

都市建設局長、都心活性推進課長、用地調整課長、
観光文化交流局次長、その他職員

(2) 関係書類の精査等

監査の対象とした事項について、関係書類を精査し、関係法令等を参照した。

第 3 監査の結果

1 主文

本件監査請求についてはいずれも棄却する。

2 事実関係

請求人から提出された証拠及び関係職員の事情聴取等から、次のとおりの事実が認められた。

(1) 産業文化会館の廃止・解体・広場整備の経緯及びその理由

ア 産業文化会館について

産業文化会館は、産業の振興並びに市民生活及び文化の向上を図ることを目的として昭和 56 年 3 月に建設された。総事業費は約 26 億円であった。

産業文化会館は、旧勸業館が果たしてきた役割を一部踏襲し、会館の一部を商業施設や民間事務所などとして積極的に貸し付けるなどして産業・商業の振興に寄与してきた。また、会館のホールや会議室などを市民の利用に供するなどして市民生活及び文化の向上にも寄与してきた。

しかし、平成 21 年 3 月に設置条例が廃止され、平成 21 年 3 月末をもって閉館された。廃止に至った経緯については、次のとおりである。

(産業文化会館の改修計画について)

- ・産業文化会館の老朽化に伴い、平成 15 年頃から空調機器をはじめとする各種設備や装置の機能の低下が目立つようになってきた。
- ・特に空調は、設備の一部の破損や腐食などが原因で不具合な状況が続き、運転中に停止する可能性さえ予見されるようになってきた。また、エレベーターやエスカレーターにもたびたび不調が見受けられるなど、現況のままでは快適・安全な会館運営を維持していくうえで支障が生じる恐れが出てきた。
- ・このため熊本市は、平成 16 年度に空調設備、大ホール、電気設備等の改修工事を主な内容とする産業文化会館の整備計画を立て、改修の期間を 5 年、改修に要する経費を総額 12 億 1 千万円と見積もり、第 5 次熊本市総合計画・まちづくり戦略計画のなかに位置づけ、その後何度か細部に修正が加えられた。
- ・しかしながら、整備計画のうち、改修に要する経費の総額は、平成 19 年第 1 回定例会の本会議において「概ね 20 億円を超えるものと想定している。」との答弁がなされるなど、当初の予想を次第に上回っていった。

(花畑地区の再開発事業と産業文化会館の整備計画の凍結、中止について)

- ・整備計画に従い、産業文化会館の改修工事は平成 19 年度より最も急を要する空調設備の改修工事から順次着手されることになり、予算編成作業が行われた。
- ・その最中、平成 18 年 12 月に、産業文化会館に隣接する地権者から、熊本市に対して産業文化会館を含む地域に劇場を中心とした花畑地区の再開発事業（以下「花畑再開発事業」という。）の構想が提案された。提案があった花畑再開発事業の構想は、産業文化会館を含めた花畑地区を再開発する、新幹線開業を迎える平成 23 年 3 月を目途に完了させる、という内容

の任意の民間再開発事業で、城下のまちづくり協議会桜町地区会議から、熊本市も地権者の一人として積極的に参加してほしいと要望されたものであった。

- ・熊本市は、この花畑再開発事業の構想が中心市街地の活性化に大きく寄与するものと判断したので、平成 19 年 3 月に、市議会に対し、産業文化会館の改修工事を見送り、同館ホールや会議室等の利用申込受付は平成 20 年 3 月末までの利用分までとすること、また花畑再開発事業構想への協議及び検討へ参加することを報告し、産業文化会館の整備計画に係る改修工事経費の平成 19 年度当初予算への計上を見送った。

- ・その結果、産業文化会館の整備計画は凍結、中止された。

(産業文化会館の廃止)

- ・かねてから熊本市では高次な都市機能が集積された中心市街地の担うべき役割を再構築し、中心市街地活性化に資する施策や事業を総合的かつ一体的に展開していくための中心市街地活性化基本計画（以下「活性化計画」という。）を策定中であったが、平成 19 年 2 月頃に花畑再開発事業が中心市街地の活性化を担う事業のひとつであるとして活性化計画の中に位置づけ、国庫補助の対象事業とするとともに積極的に参画する意向を示した。

- ・平成 19 年 5 月に活性化計画が国の認定を受けたことや遅れ気味ではあるが花畑再開発事業が着実に進捗していると判断した熊本市は、同年 6 月には産業文化会館の商業施設及び事務所などの入居者に入居契約等の終了について説明するなど、産業文化会館の廃止に向けた準備を進めた。

- ・平成 20 年 2 月に民間地権者が熊本市花畑地区開発協議会（以下「花畑協議会」という。）を設立し、同年 3 月には花畑協議会に熊本市も参画した。

- ・当初、平成 20 年 3 月末をもって産業文化会館を廃止する予定であったが、入居者の移転先の問題等もあってその時期は 1 年延期された。同年 4 月からはホールや会議室等会館の施設の貸出しが中止された。そして平成 21 年 3 月には議会で産業文化会館の廃止条例が可決され、同年 3 月 31 日をもって産業文化会館は、廃止されるに至った（平成 21 年 4 月 1 日時点以後、廃止された産業文化会館を「旧産文会館」という。）。

以上のうち大半の事項については、平成 21 年の産業文化会館の廃止に伴う移転補償料及び移転調査費に係る措置請求においても述べたところである。

イ 花畑再開発事業の破綻

産業文化会館廃止の原因のひとつとなった花畑再開発事業であったが、同事業を推進してきた花畑協議会は、平成 25 年 3 月に解散した。その経緯は次のとおりであった。

花畑協議会は、平成 22 年 2 月に花畑再開発事業において、A 街区（花畑公園の南側）に商業、業務、ホテル施設を、B 街区（花畑公園の北側）に放送

施設、文化ホール施設を配置する案をマスコミに発表した。その後、花畑協議会は、年間 20 回から 30 回の協議を重ねていたが、平成 22 年 12 月に B 街区での放送施設と文化ホールの合築について、敷地条件や技術面で調整が難航していると議会で報告された。また、A 街区においては平成 20 年 2 月から床の取得者を募ってはいたものの、国際的な経済破綻いわゆる平成 20 年 9 月のリーマンショックに端を発した世界経済状況の悪化があり、一般の再開発事業への参画機運も冷え込んだ状況があり、床取得者は集まらず花畑再開発事業は停滞していた。

一方、熊本市では、平成 23 年 9 月に学識経験者、周辺地権者、地域代表等からなる「桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント構想検討委員会」が設置され、平成 24 年 3 月に「桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本構想」が策定され、交通センター前のシンボルロードを歩行者空間にするシンボルプロムナードの空間構想が発表された。同年 6 月には、その構想に係る事項を審議するために学識経験者、周辺地権者、地域代表、公募委員等からなる「桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント検討委員会」が設置され、同月には、放送局が B 街区において放送施設を単独移転することが発表された。

このような流れの中で、旧産文会館がある A 街区部分については、シンボルプロムナード構想と一体的な空間として整理する方向で議会にも報告され、花畑再開発事業については解消する方向に収束していった。

平成 24 年 10 月に、花畑協議会は解散も選択肢に入れた検討を行うことを決定し、同年 11 月に花畑協議会は解散方針を決定し、平成 25 年 3 月に解散した。

なお、花畑再開発事業の中で整備することとしていた文化ホールは、花畑再開発事業の断念により、整備が困難となった。

ウ 花畑地区広場の整備について

(シンボルプロムナードと花畑地区広場構想)

平成 24 年 11 月に花畑協議会が解散の方針を決定した一方で、同月、市長は市議会全員協議会で「桜町・花畑地区の賑わいと潤いの上質な都市空間の創出に向けた新たな方向性」（以下「新たな方向性」という。）を説明し、平成 25 年度当初予算として新たな方向性に関する予算案（旧産業文化会館解体費用、隣接用地取得、M I C E 基本計画策定、桜町地区再開発助成、まちづくりマネジメント計画業務）を上程することを説明した。

この新たな方向性の中で、前述したとおりシンボルプロムナードの構想と花畑再開発事業の A 街区を広場とする構想が打ち出され、旧産文会館の解体に着手し、その民間地権者が所有する隣接部の一部を市が購入し、これとあわせて広場を整備することが示された。

その後、平成 25 年 2 月に、当該広場を桜町再開発事業の工事期間中におけるバス待機場場として利用するため借りたいと民間事業者から具体的な提案を

受け、市議会全員協議会の場で報告がなされた。

現在のバスターミナルが公共交通の要であり、工事期間中も、その機能の確保が必要不可欠であるため、この期間に限り、現バスターミナルに隣接するシンボルプロムナードと花畑地区広場を仮バスターミナルとして暫定的に利用することも検討されたが、桜町・花畑地区再開発事業の附帯決議に関する特別委員会（以下「特別委員会」という。）での審議を経て、仮バスターミナルとしての利用は断念され、本来の目的である広場としての利活用を早急に図ることとなった。

平成 25 年 3 月の市議会で上記当初予算が可決されたが、予算執行に関する附帯決議が可決され、特別委員会での議論を経て報告が出されるまで、予算執行は停止された。特別委員会での 10 回の議論を経て、同年 6 月にとりまとめ報告がなされ、予算執行の停止は解除された。

エ 旧産文会館解体

花畑再開発事業の進捗に伴っていずれ行われる権利変換では、熊本市も地権者の一人としてその権利を主張する必要があるため、旧産文会館の建物はそのときまで現況のまま残されることとなっていた。

関係職員からの事情聴取によると、平成 25 年度に入り旧産文会館が閉鎖され 4 年が経過し、建物の老朽化も進んでおり、廃止が決まり使用されぬまま老朽化していくだけの建物を放置しておくことは、花畑地区だけではなく中心市街地全体の賑わいへの影響もあると考えられていた。

そこで、旧産文会館を解体し、当該地区で様々なイベントまたはマーケット等に利活用可能な、防災・安全・快適性にも寄与する空間を創出することで、桜町再開発事業の整備期間であっても、中心市街地及び当該地区の賑わいを創出することに繋がるということが考えられ、旧産文会館解体工事請負契約に係る議案が平成 25 年第 4 回定例会で可決され、同年 12 月工事請負契約が締結され、平成 26 年 1 月に入り、解体工事が着手されたところである。

以上のことを時系列に表示すると次のとおりである。

平成 18 年 12 月 民間事業者が産業文化会館を含む地域に劇場中心の花畑再開発事業の構想を表明され、熊本市に協力依頼があり、城下のまちづくり協議会桜町地区会議から、熊本市にも産業文化会館一帯の再開発事業推進の要望があった。

平成 19 年 3 月 市議会に対し、産業文化会館の改修工事の見送り及び産業文化会館ホール、会議室等の利用申込受付は、平成 20 年 3 月末までの利用分までとし上記再開発事業構想への協議・検討への参加について報告した。

平成 19 年 5 月 中心市街地活性化基本計画の認定。

平成 20 年 2 月 民間地権者 2 者で花畑協議会を設立された。

※同時に花畑協議会が床取得者を募る活動も開始された。

- 平成 20 年 3 月 同協議会へ熊本市が参画した。
- 平成 20 年 4 月 産業文化会館ホール、会議室等の利用を休止した。
- 平成 21 年 4 月 熊本市産業文化会館条例を廃止する条例が議会において可決され、同年 4 月から産業文化会館は閉館された。
- 平成 22 年 2 月 花畑再開発事業における施設配置案（A 街区が商業施設・業務・ホテル、B 街区が放送施設・文化ホール）がマスコミに発表された。
- 平成 23 年 9 月 「桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本構想検討委員会」が設置された。
- 平成 24 年 3 月 「桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本構想」が策定された。
- 平成 24 年 6 月 B 街区への放送局の単独移転決定が発表された。
- 平成 24 年 10 月 花畑協議会が解散も選択肢に入れた検討を行うことを決定した。
- 平成 24 年 11 月 花畑協議会が解散方針を決定した。
新たな方向性が市議会全員協議会で説明され、花畑地区における広場構想が公表された。
- 平成 25 年 2 月 新たな方向性に関する予算案（旧産文会館解体 470,000 千円（H25・26 債務負担行為）、隣接用地取得 1,506,000 千円、M I C E 基本計画策定 22,000 千円、桜町地区再開発助成 10,600 千円、まちづくりマネジメント計画業務 15,000 千円）を平成 25 年度当初予算として上程することが市議会全員協議会で説明された。
- 平成 25 年 3 月 花畑協議会が解散された。
前述予算案が可決された。
同時に予算執行に関する附帯決議が可決され、特別委員会での議論を経るまで予算執行が停止された。
- 平成 25 年 6 月 特別委員会を取りまとめ報告がなされ、予算執行の停止が解除された。
- 平成 25 年 12 月 旧産文会館解体工事請負契約に係る議案が可決され、工事請負契約が締結された。
- 平成 26 年 1 月 旧産文会館の解体工事が着手された。

(2) 旧産文会館解体工事請負契約金額及び民間ビル用地買収費、建物補償経費並びに不動産鑑定料

ア 金額の内訳

請求人がいう旧産文会館解体費用 3 億 6,828 万円及び民間ビル用地買収費、建物補償経費 15 億円並びに不動産鑑定料 600 万円について、詳細は次のとお

りである。

(ア) 旧産文会館解体工事請負金額

平成 25 年度・平成 26 年度債務負担行為額 : 4 億 7,000 万円
(平成 25 年度 : 1 億 9,700 万円、平成 26 年度 : 2 億 7,300 万円)
工事請負契約締結額 : 3 億 6,828 万円

(イ) 民間ビル用地買収費及び建物補償経費

平成 25 年度当初予算計上予算額
・用地購入費 (公有財産購入費) : 3 億 5,500 万円
・建物補償経費 (補償補填及び賠償金) : 11 億 4,500 万円

(ウ) 不動産鑑定料

平成 25 年度当初予算計上予算額 (役務費) : 600 万円

このうち、金額が確定したものは、(ア)の 3 億 6,828 万円だけであり、(イ)及び(ウ)で実際に支払いを要する金額については、平成 26 年 2 月 12 日の時点ではまだ確定していない。

イ 金額の算定基準

請求人は、ア(イ)民間ビル用地買収費及び建物補償経費について高額であると主張しているが、その算定基準について監査したところ、次のとおりであった。

(ア) 用地購入費について

3 億 5,500 万円の予算額の算定にあたっては、相続税路線価を参考に算定が行われている。実際の金額については不動産鑑定士により鑑定された価格を基本に、決定されることとなる。

(イ) 建物補償経費について

建物については、現状の建物と同等の建物を別の場所に建てることを前提として、移転に要する費用が補償されるものであり、「熊本市の公共事業の施行に伴う損失補償基準」(以下「本市損失補償基準」という。)に基づき算定されたものである。道路や公園などの整備に伴う公共事業における土地の取得と同じ基準によるものである。

熊本市が事業を進め行政財産の取得のために買収をする際には、この基準に基づき算定されている。

公共事業の施行に伴う損失補償の考え方は、建物の現在価格を算定するとき、当然建てたときは 100%の価値があり、最終的に耐用年数を全部経過したとき、例えば RC (鉄筋コンクリート) の建物であれば 80 年経過したときにも 20%の建物価格が残るのが前提とされている。その間に途中の段階の価格はその経過年数に応じた算定価格が当該建物の現在価格となる。

公共事業に伴う損失補償金には、建物価格と運用益損失率を足し合わせる考え方になっており、運用益損失率とは、この今回買収対象の民間ビルの場合、建設後 31 年経過しているので、ここで当該建物を同じ建物と

して建て替えるとした場合、現在価格が 69%で、残り 31%は自己資金で補うという考え方になる。この自己資金の 31%分を 31 年間の間にためるわけであるが、実際には建物を建て替えなければ、この後の期間ためた資金を運用ができるという考えがある。その運用によって利益を得る部分というのが、運用益であり、それが損なわれる部分を手当するというのが、この公共事業の損失補償基準の考え方となる。

運用益が損失される部分が、31 年経過した時点では 19.3%と算出され、この 69%の現在価格に運用益を損失する部分の 19.3%を足し合わせた 88.3%が、再築補償率となる。

建物の補償額は、この再築補償率を建物の新築費に乗じて算定することになるが、予算計上の時点では、この新築費については、「建物の鑑定評価必携（財団法人建設物価調査会）」に記載のある建物から、面積、種類、構造等が類似した建物の床単価（23 万 4,000 円/㎡）に再築補償率（88.3%）を乗じた上で、消費税相当分を加味した金額を建物自体の補償費として想定したものである。

さらに、付随する設計費用、登記費用、不動産手数料等も補償する必要があるため、その費用を過去の補償事例等を参考に算出すると、その平均価格は 5 万 5,000 円となる。

この 2 つの想定した金額を加えた、27 万 2,000 円/㎡（23 万 4000 円/㎡ \times 1.05 \times 88.3%+5 万 5,000 円/㎡）に 2 棟の延べ面積 4,200 ㎡を掛け合わせ、11 億 4,500 万円の建物補償費とされていた。

3 判断

(1) 中心市街地再開発の中での旧産文会館解体について

平成 21 年の監査結果でも述べたように、当時旧産文会館が中心市街地の活性化に寄与してきたことや改修すればまだ十分利用できることは認められたが、経費の二重負担の危険を回避し、花畑再開発事業によって中心市街地を活性化させる行政目的実現のために廃止した行為は、不当とまでは言えなかった。

請求人は、1 請求の趣旨(1)で、まだ使用可能な建物である旧産文会館について早々と廃止方針を決め、解体を進めるのは市の従来の方針と異なると述べているが、中心市街地の活性化とこれに伴う再開発は、市の重要施策として位置づけられ取り組まれてきたものである。また、その後花畑再開発事業が破綻したことについても、当時のリーマンショックを端緒とした国際的経済破綻による経済状況の悪化が一般的に予測不能であったこと、あるいは花畑地区における放送局の独自の施設建設計画等の影響もあり、この状況下において旧産文会館を再開せず、解体工事契約締結の議案を提出した市長の判断は、総合的に判断すればやむを得なかったものと思料される。

(2) 再開発事業を取り巻く事情について

花畑再開発事業に市が参画した中で、文化ホールを設置する方向で計画を進めることが、花畑再開発事業の頓挫により、困難となり中断した状況であった。桜町地区に計画されているMICE施設の整備は、コンベンションの利用と併せてホールに配慮しつつ計画を進められている状況である。特別委員会の報告の中でも、旧産文会館の再利用を求める声には、そのホール機能への期待が大きく、その機能補完のための総合的検討を求める、という趣旨の記載がある。

平成 25 年度中に機能補完に係る報告書としてとりまとめる方向で進めるにあたり、その補完の検討の中で、旧産文会館の利用状況を見て、固定席 700 席のホールが集会系催事で 6 割、文化系の催事で 4 割という利用状況を踏まえ、集会系催事については現在検討中のMICE施設の 1,000 m²程度の国際会議ホール、文化系催事については 489 席を有し音響面では定評のある森都心プラザホール、これらで機能分担が可能という考えを示している。

また、MICE施設に 2,300 席のメインホールを整備することで、稼働率が高く予約が取りづらい市民会館崇城大学ホールが利用しやすい環境になることが予想され、当該ホールは1階及び2階で1,500席、1階で825席あり、この1階だけの利用により、旧産文会館の700席の利用をある程度受容できるということで、代替としての市民会館の利用方法も検討されているところである。

なお、その後の利用状況を含めて市民会館の改修計画等を検討する中で、中規模ホール整備については、利用状況を踏まえて検討し、1階だけの利用で利用者の不満が解消されない状況が生じれば、さらなる検討の可能性を残されている状況である。

また、MICE施設に関する市民への説明については、平成 25 年 8 月には「まちなか広場」をテーマにした講演会の開催、同年 10 月 6 日及び 7 日に開催された「第 9 回城下町大にぎわい市」でのオープンハウスで市民へのアンケート実施、平成 25 年度の 2,000 人市民委員会での合同研修会等の機会を通じ、周知及び意見聴取を行っている。

請求人は1請求の趣旨(2)で、花畑広場整備費用の金額が高額であるとして「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」としている地方自治法第 2 条第 14 項に反すると述べているが、最大規格で算出した場合の金額である 40 億円を高額であるとする主張であり、実際の金額については今後のさらなる議論及び検討の中で決定されていくものであるから、現段階で当該規定に反するとは言えない。

(3) 経費の妥当性について

請求人は、1請求の趣旨(3)で、民間事業者の所有する土地及びビル 2 棟を高額の補償金で買収することは不当であると述べているが、民間ビル購入に関する事業費 15 億 600 万円（用地買収費 3 億 5,500 万円、建物補償経費 11 億 4,500 万円及び不動産鑑定料 600 万円）の 2 分の 1 が、国の補助（社会資本整備総合交付金）として交付される。

また、2 事実(2)イで述べたように、用地買収費は相続税路線価をもとに算定された金額であり、建物補償金額については、国の基準に準じた本市の公共事業の施行に伴う損失補償の基準に則り算定された金額である。

以上のような事情に照らせば、請求の趣旨(3)で請求人が主張するように、代替ホールの未解明な部分は認められるものの、検討会を開催し、様々な機会において説明を実施し、議論を踏まえて計画を推進し、議会に上程され可決された旧産文会館解体工事費用 3 億 6,828 万円及び民間ビル用地買収費 3 億 5,500 万円、建物補償経費 11 億 4,500 万円並びに不動産鑑定料 600 万円を執行しようとする熊本市長の行為は、不当とは言えない。

以上のことから、本件で請求人が市長に対して支出の差し止めを求めた請求人の主張については、いずれも理由が認められないため、主文のとおりとする。

4 附記

今回の監査請求は、2,700 名を超える市民から提出されている。また、請求はしないまでも旧産業文化会館を利活用していた市民、法人あるいは市民感覚から見て唐突な感は否めない広場構想等に疑念や反対の意思を持つサイレントマジョリティーを含めると、旧産業文化会館の解体及び今後の中心市街地の再開発事業に関する市民の関心は、非常に高いことが思料される。

市長は、このような市民の関心を深く受け止め、今後の契約の締結、履行等その他関連する事務の執行に当たっては、透明性を確保し適正に処理され、より低廉かつ妥当性のある価格交渉に努める必要がある。

また、平成 21 年の産業文化会館に関する措置請求に係る監査結果において、「再開発事業における産文会館の位置付け、当該事業の進捗状況などを市民に分かり易く説明をするなど、市民の理解を得ながら進められるよう期待する」と附記したが、それについて十分対応されていたかどうかは、疑問が残るところである。スピード感を持ち行政施策を速やかに実現することは重要であるが、十分に議論を尽くした上での住民の合意形成は、より重要視されてしかるべきものである。

今後の M I C E 等の再開発等の計画策定に当たっては、市民参画の理念に基づき、市民及び議会に対しては、恣意的な情報提供と受け取られないような、正確な事実関係の説明に努め、議論を尽くし、疑念を持たれないような市政運営に努められるとともに、市民の将来を見据え、人口減少時代においても持続可能な確実性のある計画となるよう、透明性と公正性の確保に努められることを期待するものである。

なお、請求人の署名を確認する段階で、筆跡が同一と疑われるもの、重複して

請求しているものが散見されるなど、請求人側の請求手法及び内容に疑念を生じさせるものがあった。

請求を行うに当たっては、請求人側も諸規定に従い、責任感を持ち、自らの請求を把握したうえで請求書を提出されることを要望したい。